

## 講演発表と特許法による公知について

本会は特許法第30条による学術団体として昭和35年(1960年)11月に指定され、会誌会告において会員の皆様に公知しましたが、その後特許法の一部が改正され、また新しい会員も増えましたので、下記に特許庁の確認を得ました「特許法に関連した出願公知の主な事項」につきましてお知らせします。

### 1. 指定制度を設けた理由

昭和35年4月1日から新しい特許法が施行された後、一部改正され昭和46年1月1日から施行されているが、その第30条第1項に「特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表することにより、第29条第1項各号の一に該当するに至った発明について、その該当するに至った日から6月以内にその者が特許出願したときは、その発明は、同項各号の一に該当するに至らなかったものとみなす。」という規定がある。この規定は実用新案法(第9条)にも準用しているので、実用新案でも特許の場合と同様に取り扱われている。

この条文を設けた理由は、従来往々にして発明者が学会で自分の発明を発表したところ、産業的にも相当の価値のあるものと気付いて、その発表後に特許出願したところ、自分の発表した文書で出願前公知であるという理由で拒絶されることがしばしばあった。

これは、自分の発表を第三者が聞いてその第三者が出願したときも同様に自分の発表文書で拒絶されるのであるが、この場合は第三者が拒絶されるので問題はないが、自分の発明が自分の発表で拒絶されるということは余りにも皮肉であり、しかも学会の研究発表は、その重要性からみても、これに救済処置をするようにとの学界方面の要望もあって、新法において、以上述べたような特別処置をしたものである。

### 2. 指定基準

さて、学会と一口に言っても、ピンからキリまであって、単なる業界の親睦団体のようなものもあり、

また、公的証明力がないようなものもある。

そこで、特許庁ではだいたいつぎのような基準で申請された学会の指定についての審査をしている。

1. 団体が、研究の発表および知識の交換を主な目的の一つとし、かつ、講演会、研究発表会等の研究集会の開催を主な事業の一つとしているものであって、営利を目的とするものでないこと。

2. 団体が、次の各号に該当すること。ただし、団体が特殊法人又は財団法人であるため、会員を有しない場合は、この限りでない。

(1) 会員に自然科学に関する研究者又は自然科学の研究を行っている団体を有すること。

(2) 会員が極く少数でないこと又は会員となる要件が極度に厳格なものでないこと。

3. 団体が、会員の研究発表を掲載した機関誌紙を発行しており、かつ、その研究発表がわが国の学術水準からみてかなり高度なものであること。

4. 団体の事業運営のための組織および責任体制が明確であること。

そして平成元年7月1日現在で、本学会をはじめ270の学協会が指定されている。

### 3. 指定を受けた学会の義務

指定をうけた学会はつぎのような事項を遵守するように義務付けられる。

(1) その団体が開設する学術講演会、講習会、シンポジウム等の研究集会において、原稿、図面等の文書(以下「文書等」という。)をもって発表された発明又は考案について当該発表者又はその承継人(当該発明又は実用新案登録を受ける権利を承継した者)から特許法第30条第1項(実用新案法第9条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるための証明書を求められたときは、すみやかに、事実に基づいて証明書を発行しなければならない。

(2) その団体が開催する研究集会において発表された文書等にあつては発表のときから1年間、特許法第30条第4項(実用新案法第9条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく証明書を発行したものに關する文書等にあつては、証明書を発行したときから5年間、文書等又はその写しを団体の事務所に保存しなければならない。

(3) その団体が次に掲げる事項の一に該当するにいたつた場合には、ただちに、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

- ① 団体の目的又は事業に変更があつたとき
- ② 団体の代表者に変更があつたとき
- ③ 団体の構成員の數に著しい変動があつたとき
- ④ 団体の主たる事務所の所在地に変更があつたとき
- ⑤ 団体の機関誌紙が廃刊又は減刊になつたとき
- ⑥ その他の団体の運営に著しい変化があつたとき

(4) 定款、機関誌紙、研究集会の開催状況、(2)の規定により保存する文書及びこれらに付随する書類の提出を特許庁長官から求められたときは、すみやかに、これに応じなければならない。

#### 4. 発表者(出願人)のとりべき手続

(1) 特許出願と同時に特許法第30条第1項の適用をうけたい旨の書面を特許庁長官に提出する。

(2) 発表者はその研究発表に用いた文書を学会に提出して「発表された発明であること」をその学会によって証明してもらい、その書面を特許出願の日から30日以内に特許庁長官に提出する。

#### 5. その他の注意事項

以下、説明するところの字句の解釈については、なお公式に確定されていないところが多々ある。

##### (1) 刊行物と文書の定義

特許法第30条では刊行物と文書とを区別している。そこで、まず、刊行物とは何かというと、これは原版、原紙などを用いて文章、図面を複製するために機械的、化学的方法により印刷した公開的なものである。たとえば、この場合ガリ版でも刊行物の一種となる。

この定義により、手で書いたものとか、またカーボン紙を用いて手またはタイプライターで複写したものは刊行物ではない。また、非公開的の印刷物も刊行物ではない。

つぎに“文書とは何んぞや”ということになるが、これについては、まだ確定的の定義はないが、だいたいつぎのように解釈する。

すなわち、紙、布、その他これに類するものに文字、記号をもって思想を表現したものであり、しかもそれは1部または数部を印刷以外の方法により作成したもので、更に刊行物に該当しないものであることが必要である。

ところで、学会ではその研究発表会で講演概要を集会前に印刷して参会者に配布しているが、この講演概要が刊行物に該当するものであるならば、ここにいる文書と異なり当然、同じく特許法第30条の規定により保護をうける。この場合についてはこの末項に、なお注意事項が記載してある。

以上のことから文書は理論的には1部の場合もありうる。たとえば、スライド、掛図のようなものが、これに相当する。しかしながら、実際には講演用、特許庁提出用、および学術団体の証明、保存、閲覧用に供するために副本(写し)が必要であるから、結局正副2通以上用意する必要がある。

##### (2) 文書に記載された発明の程度

文書で発明の要点がはっきりしない程度のもは口頭発表においていかに詳しく説明附加しても、保護の対象とならない。

「文書をもって発表したもの」と限定したのは、証拠としての確実性と便利性を考慮したものである。

##### (3) 発表者の資格

発表者と発明者とは一致する必要はない。

規定では特許を受ける権利を有する者(発明者または発明者から特許を受ける権利を譲り受けた者)の発表としてある。発明の発表者氏名と、特許出願の発表者氏名とが、一部一致していない場合であっても、その刊行物等に発表された発明は、特許法第30条第1項の規定の適用を受けることができる。

ただし、発明者と発表者との関係について、納得できる説明をした書面を提出しなければならない。

また、特許を受ける権利を有する者の委任をうけた他の者が発表する場合も、その事実を証する限りさしつかえないと解釈する。

##### (4) 研究集会の定義

研究発表を主目的または重要な目的の一つとした会合をいう。

すなわち、学術講演会、研究討論会、講習会、シンポジウムなど、会合の目的が研究発表にある限り研究集会と認められる。

定期、不定期はもちろん問うところではない。

しかしながら、あらかじめ広く所属会員に日時、

場所、テーマなどを通知して開催されるものであることを要する。

また、他の目的の集会と画然と区別され独立して開催される必要はないが、他の目的のために開催した会合の席上での付加的又は臨時の研究発表は含まれない。

#### (5) 出願日の問題

特許法第30条の規定は、出願前に公知となってもその出願した発明が新規性を喪失しないようにするという例外規定であって、したがって、発明者が学会に第30条の規定の手続きをたとえ逸早くしても、特許庁に出願する日が遅いと、偶然に第三者が独自

に発明して先に出願してあったときには、当然先願主義制度を採用している日本の特許制度では、その学会に発表した方の発明者は、そこまで保護されるものではないからくれぐれも注意を要する。

#### (6) 刊行物の場合

これは指定された学会以外の場合でも出願のときにその旨の届出と刊行物の写しを提出しなければならないことは、前記文書をもって学会に発表した場合と同様である。

そして、その刊行物の発行が明確でないときは、その時日を証する書面を提出しなければならないことも当然である。  
(特許庁総務課指導班)